

本庁舎等老朽化対策検討支援業務企画提案競技実施要領

1 目的

本庁舎等老朽化対策検討支援業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

本庁舎等老朽化対策検討支援業務委託仕様書による。

3 契約上限額

7,999,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金曜日）まで

5 参加資格要件

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

① 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「U-04：調査・研究・検査」である者。

② 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく入札参加資格の認定（「都市計画又は地方計画」または「建築設計」）を受けている者。

(2) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

(5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

(6) 県税に未納がないこと。

(7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(9) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えること。

(10)平成28年度以降に官公庁の庁舎の新築又は改築及び大規模改修に係るあり方検討、基本方針、基本構想、基本計画における策定業務、調査・検討業務、発注者支援業務の実績を1件以上有すること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

(1)実施公告	令和8年4月17日(金)
(2)質問書の提出期限	令和8年5月15日(金)午後5時まで
(3)企画提案競技参加申込書の提出期限	令和8年5月18日(月)午後5時まで
(4)企画提案書等提出期限	令和8年5月25日(月)午後5時まで
(5)プレゼンテーション審査	令和8年6月2日(火)
(6)審査結果通知	令和8年6月4日(木)

8 企画提案競技の方法

(1)参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第1号)を提出すること。

①提出先

下記14を参照

②提出期限

令和8年5月18日(月)午後5時まで

③提出方法

電子メールまたはファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2)企画提案書等の提出

①提出書類

次のア～オの企画提案書等を作成し提出すること。

ア 法人に関する調書(1部、様式任意 ※既存のもので可)

イ 過去の受注実績(1部、様式第2号)

ウ 技術提案書(6部、様式任意)

- ・ 本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ・ 提案内容は、審査基準表に示す評価項目及び審査内容に従い、わかりやすく整理して記述すること。なお、審査基準表に記載されていない独自のアイデア等を提案する場合は、その旨が分かるよう、タイトルや項目立てを工夫すること。
- ・ 実施スケジュール及び実施体制について記載すること。
- ・ 提案書は、A4判とし、16ページ以内とする(表紙、目次を除く)。

エ 見積書(1部、様式任意)

業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

オ 誓約書（1部、様式第3号）

②提出先

下記14を参照

③提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時まで（郵送の場合は、締切日の消印有効）

④提出方法

郵送（書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）又は持参

⑤留意事項

応募する企画書は1案に限る。

⑥その他

契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

(3)プレゼンテーション

①日時

令和8年6月2日（火）

②場所

宮崎県庁本館1階 財産総合管理課会議室

③実施方法

- ・ 参加者によるプレゼンテーション方式
- ・ プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分質疑10分の計30分程度とする。
- ・ 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ・ 県では、モニターもしくはプロジェクター及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン（付属するコード類含む）やインターネット回線については、提案者が準備すること。

9 企画提案競技にかかる質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問を希望する者は、企画提案競技質問書（様式第4号）を提出すること。

(1)提出先

下記14を参照

(2)提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(3)提出方法

電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(4)問合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、質問者に電子メール又はファクシミリで回答するほか、県ホームページで公表する。（質問者名は公表しない。）

10 審査項目

- (1)別紙「審査基準表」のとおり。
- (2)複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。
- (3)審査の選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。
- (4)次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
 - ①当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ②提案書を期限までに提出しないとき
 - ③提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (5)(4)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

11 契約の方法

受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

13 その他

- (1)この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2)企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3)委託料の支払い方法は、精算払とする。
- (4)提出された資料は、返却しない。

14 書類提出及び問合せ先

- (1)住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2)担当 宮崎県総務部財産総合管理課計画調整担当 宇藤
- (3)連絡先 0985-24-0549
- (4)FAX 0985-26-7638
- (5)メール zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp